

平成24年（2012年）2月

那覇市・南風原町環境施設組合議会

定例会

会議録

平成24年2月10日

【1日間】

開会：午前10時00分

閉会：午前11時18分

平成24年（2012年）2月

那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会

議事日程

平成24年2月10日（金）午前10時開議

- | | | |
|----|------------|-----------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 議案第1号 | 環境の杜ふれあい条例の一部を改正する条例制定について |
| 第4 | 議案第2号 | 平成23年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第3号） |
| 第5 | 議案第3号 | 平成24年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計予算 |
| 第6 | 議案第4号 | 那覇市・南風原町環境施設組合監査委員の選任について |
| 第7 | 一般質問 | |

○出席議員（ 9人 ）

1番 瀬 長 清	7番 赤 嶺 奈津江
2番 與 儀 實 司	8番 花 城 清 文
3番 仲 松 寛	9番 知 念 富 信
4番 桑 江 豊	
5番 宮 平 のり子	
6番 古 堅 茂 治	

○欠席議員（ 0人 ）

○説明のため出席した者の職、氏名

管 理 者 翁 長 雄 志	事務局長	宮 城 哲 哉
副 管 理 者 城 間 俊 安	総務企画課長	前 城 充
会 計 管 理 者 大 城 幸 子	那覇・南風原クリーンセンター所長	田 場 茂 樹
	那覇・南風原クリーンセンター副参事	宮 平 勝

○職務のため出席した事務局職員の職、氏名

総務企画課主幹	仲 村 兼 一
総務企画課主幹	仲 本 博 政
総務企画課主査	宮 良 勝
総務企画課主任主事	上 地 智 子

平成24年（2012年）2月 那覇市・
南風原町環境施設組合議会 定例会
（午前10時00分開会）

○議長（與儀實司）

ただいまから平成24年（2012年）
2月那覇市・南風原町環境施設組合議会定
例会を開会いたします。

~~~~~

○議長（與儀實司）

これより本日の会議を開きます。  
この際、諸般の報告を行います。  
城間俊安副管理者が公務のため、本会議  
を中座する予定でありますので、ご了承願  
います。  
以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（與儀實司）

日程第1、会議録署名議員の指名を行
います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第7
0条の規定により、議長において仲松寛議
員と桑江豊議員を指名いたします。

~~~~~

○議長（與儀實司）

日程第2、会期の決定を議題といたしま  
す。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、予めお手元に配布し  
た会期日程のとおり、本日2月10日の1  
日間にいたします。これに、ご異議ござい

ませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、  
本日2月10日の1日間と決定いたしました。

~~~~~

○議長（與儀實司）

日程第3、議案第1号 環境の杜ふれあ
い条例の一部を改正する条例制定について
を議題といたします。提案者の説明を求め
ます。

○総務企画課長（前城 充）

議案第1号 環境の杜ふれあい条例の一
部を改正する条例制定について、提案理由
をご説明申し上げます。

本案は、平成23年11月18日に「環
境の杜ふれあいの利用料金の改定」につい
て、環境の杜ふれあい運営審議会に諮問い
たしましたところ、同審議会より、平成2
3年12月19日付けで答申があり、それ
を受けて、環境の杜ふれあい条例の一部を
改正するものであります。

改正の具体的な内容といたしましては、
環境の杜ふれあいの体育室等の当日利用料
金について、那覇市及び南風原町に居住又
は勤務する者以外のものの利用料金を引き
上げることとし、その額は現行の「環境の
杜の当日利用の利用料金」に100分の2
0に相当する金額を加算するものでありま
す。

よろしくご審議下さいますようお願い申
し上げます。

○議長（與儀實司）

これより議案第1号について、質疑に入
ります。

質疑については、会議規則第46条の規定により、1人3回までといたします。

それでは、発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って発言を許可します。

はじめに、古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

ハイサイ、日本共産党の古堅茂治です。議案を深める立場から質疑を行います。

那覇市、南風原町のごみ処理に関して、ご迷惑をおかけしている地域に還元する施設として建設されたのが、環境の杜です。今回の条例改定案は、その目的に沿ったものになっていると思います。

そこで、環境の杜ふれあいの当日利用の利用料金について、那覇市及び南風原町に居住又は勤務する者以外のものの利用料金を現行の当日料金の100分の20に相当する金額を加算するに至った理由、環境の杜運営審議会での審議内容について、明らかにして下さい。

○議長（與儀實司）

総務企画課長 前城 充。

○総務企画課長（前城 充）

古堅茂治議員のご質問にお答えいたします。

環境の杜ふれあいの当日の利用料金につきまして、那覇市及び南風原町に居住又は勤務する者以外のものの利用料金を現行の当日利用料金の100分の20に相当する金額を加算するに至った理由等、運営審議会での審議内容をご説明いたします。

同審議会では、那覇市及び南風原町に居住する又は勤務する者以外のものの利用料金の引き上げ率について、現行の料金から、「20%増」、「30%増」、「50%増」の3案を審議していただきました。

委員会では、「20%増を基本とし一部

施設利用を30%増とする案」、「30%増を基本とし一部施設利用を20%増とする案」も出されましたが、一律20%増が適当ではないかという意見が多数を占めました。

その理由といたしまして、民間施設のようなリラックスルームがなく、2時間という時間制限があること、さらに、ひげ剃りや歯ブラシ等の備え付けサービスの設定をしていないことが挙げられました。

また、周辺の民間施設の平日利用料金が1,000円程度となっており、環境の杜ふれあいの岩盤浴利用料金を30%増額とした場合には、サービスが劣っているにもかかわらず、民間施設の料金よりも高くなることから、公共還元施設として鑑みた場合、「一律20%増」とすることで、全委員同意でまとまりました。

○議長（與儀實司）

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

リラックスルームがない、それから時間に制限があるなどの施設としては、妥当な料金設定ではないでしょうか。私は、この料金の差別化については、環境の杜の設置目的から実施すべきという立場で、何度も取り上げてきました。

そして、本議会でも料金の差別化については、全会一致で附帯決議があがっています。

今回の料金改定は、この議会の意思を反映したもので評価するものです。地元7自治会へのさらなる還元策の拡充を求めて質疑を終わります。

○議長（與儀實司）

宮平のり子議員。

○5番（宮平のり子）

ハイタイ、社会民主党宮平のり子でござ

います。議案第1号について質問をします。

環境の杜ふれあい利用料金の改定についてでございます。1つ目に、環境の杜運営審議会の組織と審議内容の概要について伺います。

2つ目に、他市町村の利用者に対し、一律20%増額するとあるが、この経緯、そしてその内容が議会の意見に沿ったものであるか伺います。

3つ目に、那覇市民、南風原町民と他市町村利用者をどのように環境の杜ふれあいの窓口で判別、区別ができるのか伺います。

○議長（與儀實司）

前城充総務企画課長。

○総務企画課長（前城 充）

宮平のり子議員のご質問に順次お答えいたします。

1番目の環境の杜運営審議会の組織と審議の概要についてお答えいたします。

審議会は、環境の杜ふれあい条例第18条を根拠に設置されている本組合の附属機関であります。委員の任期は、2年となっており、最初の設置が平成19年で、今回が第3次となっております。メンバーは、学識経験者、有識者等5人の委員で組織しており、会長に沖縄大学副学長の仲地博氏、副会長に県立芸大名誉教授の浦崎猛氏が選任されております。

審議の概要といたしましては、「環境の杜ふれあいの利用料金の改定」について、平成22年8月の臨時議会での附帯意見を受け、事務局で県内・県外の類似施設における料金設定を調査した資料を基に、同審議会におきまして他市町村利用者の「利用料金の引き上げ率」と「実施の時期」を11月18日と12月2日の2日間、審議をして頂きました。

まず、「利用料金の引き上げ率」につ

ましては、現行料金から、他市町村利用者の料金を「20%増」、「30%増」、「50%増」引き上げた場合を想定して審議を行い、委員会の中では、「20%増を基本とし一部施設利用を30%増とする案」、「30%増を基本とし一部施設利用を20%増とする案」も出されましたが、公共還元施設であることや民間施設のようなサービス設定をしていない点を考慮し、最終的には全委員同意のもと、「一律に20%増」でまとまりました。

次に、「実施の時期」につきましては、「平成24年4月の実施」、「平成24年7月の実施」、「平成25年4月の実施」を想定し、審議を行いました。全委員の意見として、通常、民間施設等で料金改定をする場合は、半年程度の周知期間を設けていることから、利用者には、十分な周知期間が必要ということで意見が一致しました。

その中で、平成25年4月実施の意見も出ましたが、議会からの早急な実施という意見や指定管理者の切り替え時期と重なり、料金改定が新指定管理者によるものと誤解されるおそれもあることから、「平成24年7月実施」と全委員同意でまとまりました。

2番目の他市町村の利用者に対し、一律20%増額にするとあるが、その経緯と、議会の意見に沿ったものか、につきましてお答えしたいと思います。

過去に組合議会に対し、環境の杜ふれあいの利用料金につきまして、平成19年度、平成21年度、そして平成23年度の計3回の陳情がございました。

それを受け、平成22年度に議会から示された利用料金区別化の附帯決議と、去る10月議会で、利用料金区別化の早期実施の一部採択を受けて、他市町村利用者の当

日利用料金の改定及び早急な実施に向けて取り組んでまいりましたので、議会からの意向が反映された議案の提案だと考えております。

3番目の那覇市民及び南風原町民と、他市町村利用者をどのように判別するか、につきましてお答えいたします。

これまで、65歳以上のシニア割引カード利用者にカードの作成や提示等をお願いしたところ、利用者からの苦情やトラブルが多かったため、現在、利用いただいている那覇市民や南風原町民には、なるべく負担をかけないように、利用者本人に、券売機で選択して購入して頂く予定であります。

その際には、券売機に身分の確認を行う場合もあると表示し、定期的に窓口で身分証を求めるなどの確認作業を実施していきたいと考えております。

○議長（與儀實司）

宮平のり子議員。

○5番（宮平のり子）

有難うございました。2回目の質問として、利用料金の変更について、環境の杜ふれあいの指定管理者との協議について、どのようになっているか伺います。

○議長（與儀實司）

宮城哲哉 事務局長。

○事務局長（宮城哲哉）

宮平のり子議員の質疑にお答えいたします。

今回の利用料金の改定につきましては、毎月、指定管理者と環境の杜ふれあい連絡協議会を開催しているところであります。その中で、今回の料金の改定及び実施時期について、確認をしながら進めているところであります。

○議長（與儀實司）

宮平のり子議員。

○5番（宮平のり子）

有難うございました。これまでは近隣の業者から民間圧迫ではないかというふうな陳情が出されている経緯の中で出された今回の利用料金の改定ですけれども、幾らかでも緩和策になっているのだろうか、今後とも推移を見守っていきたいというふうに思います。有難うございました。

○議長（與儀實司）

赤嶺奈津江議員。

○7番（赤嶺奈津江）

ハイタイ、グスーヨー、チューウガナビラ、なかなか方言使わないので、スラスラは出ないんですけれども、赤嶺奈津江でございます。よろしくお伺いいたします。

それでは、議案第1号、環境の杜ふれあいの料金設定についてお伺いいたします。

去る22年8月に行われた臨時議会での附帯意見に「地域還元の目的から周辺7自治会に配慮し、周辺7自治会と那覇市民及び南風原町民と、その他市町村住民とに分けて区別するべきである」附帯意見がついております。

今回の環境の杜ふれあい運営審議会委員からの答申には、那覇市・南風原町民と、その他市町村住民の料金の差は見えますが、周辺7自治会と那覇市民・南風原町民との料金差がありません。その点が議題に上がらなかったのかをお伺いいたします。

また、構成市町の高齢者料金を半額設定していることについて安すぎるのではないかと、児童・生徒の利用料金の減免について今後検討が必要ではないかという意見が入っております。料金体制等の見直しについて定期的に検討していくのかをお伺いいたします。

○議長（與儀實司）

前城充総務企画課長。

○総務企画課長（前城 充）

赤嶺奈津江議員のご質問に順次お答えいたします。

1番目の環境の杜ふれあいの料金設定につきまして、お答えいたします。

周辺7自治会と那覇市民・南風原町民とで料金に差をつけていないことにつきましては、地方自治法第10条第2項で、「地方公共団体の住民は、その属する地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有する」とあることから、条例で区別をした場合、法律に抵触するため、今回の審議会では議題に上げておりません。

しかしながら、地域還元策といたしましては、現在、指定管理者による無料優待券の配布と、地域の自治活動での団体利用におきましては、減免及び他の団体より2カ月早く予約を受け付けており、今後も引き続き行ってまいります。

また、地域還元策に対するご意見などは、年2回開催しております「環境の杜ふれあい運営サポート委員会」におきまして、周辺7自治会の代表者の皆様にお集まりいただき、地域の意見が反映されるよう、体制も整えております。

2番目の構成市町の高齢者料金や児童・生徒の利用料金の料金体制の見直しを定期的に検討していくのかということについて、お答えいたします。

審議会からの経過報告にある意見につきましては、審議会全体の意見ではなく、審議の中でありました一部の意見をその他意見として報告したところでございます。

その中で、構成市町の高齢者料金の減免につきましては、「那覇市公共施設における高齢者割引制度導入に関する基本方針」の運用により、環境の杜ふれあい条例施行

規則で定めております。

また、児童・生徒の利用料金の減免につきまして、組合といたしましては、条例の中で中学生以下の料金を設定しておりますことや自治会活動としての児童・生徒の利用につきましては、減免しておりますことから、料金体制等の見直しは、今のところ考えておりません。

○議長（與儀實司）

赤嶺奈津江議員。

○7番（赤嶺奈津江）

それでは質問させていただきますけれども、今後そういったことで地域からの要望があった場合には、その都度、検討されていくことはできるかどうか、お伺いいたします。

○議長（與儀實司）

前城充総務企画課長。

○総務企画課長（前城 充）

先程もご説明いたしました環境の杜ふれあいの運営サポート委員会が年2回ございますので、そちらに要望をあげていただければ検討させていただきたいと思っております。

○議長（與儀實司）

赤嶺奈津江議員。

○7番（赤嶺奈津江）

最後に、やはり地域から要望等がありましたら応えていただけるように、お願いしたいと思います。これから周辺自治会7自治会へのサービスの拡充、充実がなされることをお願いしたいと思っております。

○議長（與儀實司）

他に質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認め、これを終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認め、これを終結いたします。

これより採決を行います。

議案第1号 環境の杜ふれあい条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおりに決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長(與儀實司)

日程第4、議案第2号 平成23年度那覇市・南風原町環境施設組一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。前城充総務企画課長。

○総務企画課長(前城 充)

議案第2号 平成23年度那覇市・南風原町環境施設組一般会計補正予算(第3号)について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、当初予算編成、補正予算第2号後の新たな状況の変化により補正の必要が生じたので、歳入歳出予算をそれぞれ1,420万6,000円増額補正するものであります。

補正後の一般会計予算額は、歳入歳出それぞれ28億8,561万5,000円となります。

まず、歳入予算の概要をご説明申し上げます。

第1款分担金及び負担金は、662万6,000円の減額補正で、人件費、需用費及び委託料の入札残等の歳出減に伴う那覇市及び南風原町が拠出する負担金の減であり

ます。

第3款国庫支出金は、445万3,000円の減額補正で、廃棄物処理施設長寿命化計画策定支援業務について、入札による執行減に伴う交付金の減であります。

第4款財産収入は、7,687万9,000円の増額補正で、財産売却収入の増であります。内訳は、余剰電力の売電料600万円の増、鉄・アルミ類売却益1,000万円の増、溶融メタル売却益6,087万9,000円の増となっております。

第5款繰入金金は、6,114万1,000円の減額補正で、財政調整基金繰入金3,799万9,000円の増と、施設整備基金繰入金9,914万円の減であります。

第7款諸収入は、954万7,000円の増額補正で、預金利子147万9,000円の増、受託事業収入365万円の増、雑入(物件災害保険金)441万8,000円の増であります。

次に、歳出予算の概要についてご説明申し上げます。

第2款総務費は、1目一般管理費502万3,000円の減、2目環境の杜ふれあい管理運営費55万9,000円の増で、合計446万4,000円の減額補正であります。

一般管理費の主な内訳は、人事異動及び給与改定等による人件費63万円の減、管理棟雨漏修繕入札残等による需用費356万7,000円の減、委託料71万6,000円の減であります。

環境の杜ふれあい管理運営費は、需用費の光熱水費55万9,000円の増であります。

第3款衛生費は、1目清掃総務費7,842万3,000円の増、2目塵芥処理費(中間処理)5,575万7,000円の減、

3目塵芥処理費（最終処分）387万2,000円の減で、合計1,879万4,000円の増額補正であります。

清掃総務費の主な内訳は、人事異動等による職員手当等204万9,000円の減、財産売払収入及び受託事業収入の増に伴う施設整備基金積立金8,052万9,000円の増であります。

塵芥処理費（中間処理）の主な内訳は、契約薬剤等消耗品費の入札残及び定期点検補修費で計上したプラント設備電子計算機システム更新業務の修繕費から委託料へ組替え等による需用費1億1,416万4,000円の減、役務費99万6,000円の減、組み替え等に伴う委託料5,997万6,000円の増であります。

塵芥処理費（最終処分）の主な内訳は、光熱水費の執行残等による需用費53万9,000円の減、委託料の執行残等で329万7,000円の減であります。

第2表繰越明許費補正につきましては、3款1項清掃費で、プラント設備電子計算機システム更新7,350万円の繰越でございます。

第3表債務負担行為補正につきましては、那覇エコアイランド管理運営業務委託の追加であります。

以上が、議案第2号 平成23年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。よろしくご審議下さいますよう、お願い申し上げます。

○議長（與儀實司）

休憩いたします。

休憩（午前10時26分）

再開（午前10時27分）

○議長（與儀實司）

再開いたします。

これより議案第2号について質疑に入ります。

それでは、発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って発言を許可します。

はじめに、古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

一般会計補正予算（第3号）について質疑します。1点目、消耗品費、契約薬剤等が4,149万円の減額補正になっております。その理由を伺います。

2点目、繰越明許費の追加補正、プラント設備電子計算機システム更新について、そこに至った理由を伺います。

○議長（與儀實司）

田場茂樹クリーンセンター所長。

○那覇・南風原クリーンセンター所長（田場茂樹）

古堅茂治議員のご質問に順次お答えいたします。

1番目の契約薬剤等4,149万円の減額補正の理由についてお答えいたします。

契約薬剤等の減額の主な要因としましては、キレート剤の約4,000万円の入札残額等であり、その理由といたしましては、入札における契約単価が大幅な減となったことによるものであります。

キレート剤は、最終処分場へ処分する飛灰中に含まれる重金属を溶出しないよう固定化する薬剤であり、当薬剤につきましては、プラントの瑕疵担保期間である平成18年度から平成20年度の3年間は、プラント設備メーカー推奨の指定薬剤を使用しておりました。

その後、瑕疵担保期間が終了した平成21年度から22年度にかけて、他社製品7品目のキレート剤について、性能試験の実験を重ねた結果、クリーンセンターのプラ

ント設備に影響を与えることなく、十分な成果を得ることができました。

この成果により、これまでのプラント設備メーカー推奨の薬剤に新たに7品目を加え、計8種類で入札を行った結果、より競争性が発揮され平成23年度のキログラム当たりの契約単価が、当初見込みの430円から163円と大幅な減となり、約4,000万円もの大幅削減をすることが出来ました。

2番目の繰越明許費のご質問にお答えいたします。プラント設備電子計算機システムは、焼却設備、灰溶融設備及び破碎選別設備など、プラント設備の運転監視を行う重要なコンピューターシステムであります。このシステムを構成するパソコン等につきましては、保証期間が5年であることから、平成23年度が機種を入れ替える更新時期となっております。

システムの更新業務につきましては、当初計画では、定期点検補修工事と関連する業務であることから、同工事に含めてプラント設備メーカーへの発注を予定しておりましたが、メーカーによる見積り額と、本組合が見積りを基に査定した積算額に大きな乖離が生じたことから、平成23年8月に契約を実施した定期点検補修工事においては、システム更新の同時発注を見合わせております。

その後も、プラント設備メーカーとの協議を継続してきましたが、物別れの状況となった為、実際に電子計算機システムの主な構築設定を行ったコンピューター会社へ直接発注することを選択肢の一つとして、当該会社との協議をおおよそ3カ月に渡り行ってまいりました。

その結果、当初予算に較べて大幅な削減が可能になったと同時に、同社への発注目

途が立ったことから、プラント設備電子計算機システム更新につきましては、当初、定期点検補修工事で予算措置していた修繕費から委託料へ組み替えを行っております。

尚、契約につきましては、本議会で承認を得た後、管理運営委員会を経て、平成24年2月末を予定しております。

今回の繰越明許費補正は、コンピューターシステムの設定及び検証などに約6カ月を要すること、さらには次年度、平成24年10月頃に予定されている全炉停止期間中に行う作業もあることから、補正を行うものであります。

○議長（與儀實司）

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

プラント設備システムの更新で、約2,000万円節約できるというふうになったのは、答弁のとおり、職員の頑張りによって、薬剤費で4,149万円、そしてプラント設備、電子計算機システム更新では、約2,000万円節約できることが明らかになりまして、合計6,000万円、貴重な私たち住民の税金の節約です。職員の頑張りを高く評価して、質疑を終わります。

○議長（與儀實司）

宮平のり子議員。

○5番（宮平のり子）

議案第2号、一般会計補正予算（第3号）について伺います。廃棄物処理施設長寿命化計画策定支援業務についてでございます。

1つ目に、廃棄物処理施設長寿命化計画策定のメリット、そして実施自治体等、支援業務の概要について伺います。

2つ目、1,300万円の予算額に対して、409万5,000円の落札額で3分の1の執行になっているが、入札の経過を

伺います。

○議長（與儀實司）

田場茂樹クリーンセンター所長。

○那覇・南風原クリーンセンター所長（田場茂樹）

宮平のり子議員のご質問に順次お答えいたします。

1点目の「廃棄物処理施設長寿命化計画策定支援業務」の概要についてお答えいたします。

本委託業務は、環境省が平成21年度より始めた交付金制度であり、プラント設備等の効率的な維持管理を行うための「施設保全計画」や将来有効的なプラント設備の基幹改良を行うための「延命化計画」等を策定することによって、廃棄物処理施設を、より長い年月に渡り使用出来ることを目的としております。

今回、本計画を策定することで、今後の那覇・南風原クリーンセンターにおける計画的な修繕費が、財政計画の指針に活用されることに加えて、多額な費用を要するプラント設備の基幹改良時の際には、環境省からおおよそ2分の1の交付金を受けることが可能となり、那覇市及び南風原町の負担金の軽減にも繋がるものと考えております。

2点目の入札の経過のご質問にお答えいたします。

本委託業務の当初予算額は、環境省からの交付金650万円、組合負担金650万円の合計1,300万円であります。

本委託業務につきましては、平成23年11月に指名競争入札を予定価格985万9,500円として、県外コンサルタント5社、県内コンサルタント2社の計7社において実施した結果、409万5,000円で落札され、落札率は約42%となって

おります。

委託業務の最低制限価格につきましては、那覇市においても「建設工事等最低制限価格設定基準要綱」により、原則として、測量業務、建設コンサルタント業務などを除き設定していないことから、本組合においても同様としております。

尚、本委託業務を落札したコンサルタントによりますと、同社が平成22年度に同業務の受注を経験していることや、那覇・南風原クリーンセンターは、平成18年4月の供用開始以来6年目の比較的新しい施設であり、古い施設等と較べた場合、過去の補修履歴などのデータ量が少ないことから、当該契約金額において、適正に業務を遂行することは可能であると判断したとのことであります。

現在、年度内の業務完了へ向けて順調に進捗しております。

○議長（與儀實司）

宮平のり子議員。

○5番（宮平のり子）

ご答弁有難うございました。制度を利用した長寿命化に一層努めていただきたいと思います。終わります。

○議長（與儀實司）

他に質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認め、これを終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認め、これを終結いたします。

これより採決を行います。議案第2号平成23年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（與儀實司）

日程第5、議案第3号 平成24年度那覇市・南風原町環境施設組一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。前城充総務企画課長。

○総務企画課長（前城 充）

議案第3号 平成24年度那覇市・南風原町環境施設組一般会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

平成24年度一般会計歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ28億2,654万9,000円で、前年度と比較して1,234万9,000円、率にして0.43%の減となっております。これは主に塵芥処理費（中間処理）の修繕費の減によるものであります。

それでは、歳入予算の概要をご説明申し上げます。

第1款1項1目組合管理運営負担金は、議会費、総務費（環境の杜ふれあい管理運営費を除く）及び予備費に充てる経費で、1億1,951万8,000円であります。

その内訳は、組合負担金1億1,649万4,000円、那覇市クリーン推進課負担金302万4,000円であります。

2目ごみ処理施設管理運営負担金は、那覇・南風原クリーンセンター及び那覇エコアイランドの管理運営に充てる経費で6億8,476万円であります。

那覇市クリーン推進課負担金を除く1目、2目の負担割合は、那覇市92.06%、

南風原町7.94%となっております。

3目還元施設管理運営負担金は、環境の杜ふれあいの管理運営に充てる経費で3,520万8,000円であります。負担割合は、那覇市85%、南風原町15%となっております。

2項1目ごみ処理施設建設負担金は、那覇・南風原クリーンセンター建設に伴う公債費に充てる経費で、9億3,426万6,000円であります。

2目最終処分場建設負担金は、那覇エコアイランド余水処理施設建設に伴う公債費及び廃棄物護岸建設に伴う那覇港管理組合に支払う負担金に充てるための経費で、1億9,468万1,000円であります。1目、2目の負担割合は、那覇市92.06%、南風原町7.94%となっております。

3目還元施設建設負担金は、環境の杜ふれあい建設に伴う公債費に充てる経費で、6,308万7,000円であります。全額那覇市負担となっております。

第2款1項1目衛生手数料は、3億4,276万1,000円で、ごみ処理手数料であります。前年度と比較して46万5,000円の減となっております。これは、南風原町の事業系ごみの搬入量減の見込みによるものであります。

第4款1項1目利子及び配当金は、711万1,000円で、財政調整基金預金利子1万円、施設整備基金預金利子710万1,000円となっております。

2項1目生産物売払収入は、2億4,855万7,000円で、売電料1億4,393万8,000円、鉄・アルミ等の有価物売払料1億461万9,000円となっております。

第5款繰入金は、1億9,170万4,0

00円で、財政調整基金繰入金1,000円の費目存置と施設整備基金繰入金1億9,170万3,000円であります。

第6款繰越金は1,000円の費目存置であります。

第7款1項1目預金利子は40万円を見込んでおります。

2項1目ごみ処理受託収入は、365万円で他団体からのごみ処理受託収入を見込んでおります。

3項1目雑入は84万5,000円で、自動販売機収入等となっております。

次に、歳出予算の概要についてご説明申し上げます。

第1款議会費は、456万8,000円で、前年度比127万5,000円の増であります。増減の主な理由は、旅費の増によるものであります。

第2款総務費1項1目一般管理費は8,552万6,000円で、前年度比1,107万5,000円の減であります。増減の主な内訳は、旅費103万7,000円の減、需用費873万6,000円の減、委託料108万9,000円の減、工事請負費22万1,000円の増によるものであります。

2目環境の杜ふれあい管理運営費は3,520万8,000円で、前年度比266万8,000円の増であります。増減の主な内訳は、報酬12万2,000円の増、需用費54万5,000円の増、委託料78万5,000円の増、使用料及び賃借料132万5,000円の増によるものであります。

2項1目監査委員費は、55万7,000円で、前年度比22万7,000円の減であります。

第3款衛生費1項1目清掃総務費は、4

億2,548万8,000円で、前年度比2,584万4,000円の増であります。増減の主な内訳は、報酬186万7,000円の減、人件費177万円の増、職員手当等183万9,000円の減、施設整備基金積立金2,700万6,000円の増によるものであります。

2目塵芥処理費（中間処理）は、10億2,625万8,000円で、前年度比3,012万4,000円の減であります。減の主な内訳は、需用費2,000万9,000円の減、役務費228万円の減、委託料608万2,000円の減によるものであります。

3目塵芥処理費（最終処分）は、2,678万6,000円で、前年度比22万6,000円の増であります。増減の主な内訳は、需用費32万1,000円の増、委託料5万8,000円の減によるものであります。

4目最終処分場建設費は、1億5,475万9,000円で、前年度同様であります。これは、那覇港管理組合の廃棄物護岸建設に係る公債費に充てる負担金となっております。

第4款公債費1項1目元金は、9億772万1,000円で、前年度比1,335万2,000円の増であります。ごみ処理施設、最終処分場、還元施設に係る清掃債の元金償還となっております。

2目利子は、1億2,967万8,000円で、前年度比1,428万8,000円の減であります。

第5款予備費は3,000万円で、前年度同様であります。これは、那覇・南風原クリーンセンター管理運営の緊急時支出等に充てる経費でございます。

債務負担行為につきましては、第2表の

とおりでございます。

一時借入金につきましては、5,000万円を最高限度額と定めております。

以上が、議案第3号 平成24年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計予算の概要でございます。よろしくご審議下さいますよう、お願い申し上げます。

○議長（與儀實司）

これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認め、これを終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認め、これを終結いたします。

これより採決を行います。議案第3号 平成24年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計予算について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（與儀實司）

日程第6、議案第4号 那覇市・南風原町環境施設組合監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。前城充総務企画課長。

○総務企画課長（前城 充）

議案第4号 那覇市・南風原町環境施設組合監査委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。

本組合監査委員の幸地啓子氏の任期が平

成24年2月で満了となることから、その後任について慎重に検討を行いましたところ、同氏が本組合の監査委員として最適であると思慮いたしますので、那覇市・南風原町環境施設組合規約第13条第2項の規定に基づき議会の同意を得るため、この案を提出いたします。

よろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。

○議長（與儀實司）

これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認め、これを終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認め、これを終結いたします。

これより採決を行います。議案第4号 那覇市・南風原町環境施設組合監査委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認め、よって、本案は同意することに決定しました。



○議長（與儀實司）

日程第7、これより一般質問を行います。この際、申し上げます。

本日の一般質問に関する発言の割り当て時間は、答弁を含めて各議員30分以内とします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認め、よって、一般質問に

関する発言の割り当て時間は、答弁を含めて30分以内とします。

それでは、発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って順次発言を許可します。

まず、1番目に古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

日本共産党の古堅茂治です。一般質問を行います。はじめに、クリーンセンターについてです。

1点目、電気・機械等の技術職員確保の状況とその必要性を伺います。

2点目、先程の一般会計補正予算の審議でプラントメーカーの推奨薬剤を使用しないことで、4,149万円の節約。さらにプラント設備電子計算システム更新については、プラントメーカーに発注しないで、直接、コンピューター会社と契約することで、約2,000万円も節約できることが明らかになりました。

これはプラント業者の言いなりにならない、本組合の技術職員の能力の高さを示したものであり、また技術職員の必要性を証明するものとなっていると考えますが、当局の見解を伺います。

○議長（與儀實司）

田場茂樹クリーンセンター所長。

○那覇・南風原クリーンセンター所長（田場茂樹）

古堅茂治議員の1番目のクリーンセンターへのご質問に順次お答えいたします。

1点目の電気・機械等の技術職員確保の状況とその必要性についてお答えいたします。

本組合においては、平成23年4月1日付けで、プロパー職員として電気主任技術者を採用し、法令を遵守したクリーンセンターの維持管理業務の強化に繋がっており

ます。

また、平成23年12月に平成24年度的那覇市への組織改正要望において、土木職の増員を要望した結果、増員が認められ、組織上の配置は確定しております。

これを受けまして、平成24年4月に土木職員の配置がなされた場合、これまで電気職員で行っていたスラグの管理販売やエコアイランドにおける処分場の管理業務など、土木関連業務が専門職である土木職員に一任されることで、電気職員の適切な配置が出来ることから、これまで以上に管理強化に繋がるものと考えております。

更に、平成25年度においては、プロパー職員として、機械職等の採用も検討しており、プラント設備メーカーへ過大な依存を要しない維持管理業務が行える強い組織づくりに努めてまいりたいと考えております。

2点目のご質問にお答えいたします。本組合においては、職員のプラント設備に対する技術力を高めるため、東京都環境整備公社の講習会、全国都市清掃会議等の各種研修会への参加、及び先進都市の事例研究視察などを実施した結果、より適正な維持管理の推進ができると同時に、コストダウン等多くの成果をあげております。

先程、減額補正のご質問におきましても答弁を行いましたが、薬剤等の予算の多くを占めるキレート剤につきましては、本組合職員の発案により、プラントメーカー指定薬剤の使用から、実験を重ねて適合する薬剤の種類を増やした結果、競争性がいかに発揮され、大幅なコストダウンに成功しております。

また、プラント設備電子計算機システムの更新におきましては、プラント設備メーカーへの見積り内容について、本組合の担

当職員並びにグループ内で綿密な査定の実施、更には那覇市の情報政策課の助言も受け、組合独自の積算を行った結果、おおよそ2,000万円の差額がありました。

この結果を踏まえて、本設備の電子計算機システムを構築したコンピューター会社への直接発注を検討し協議を重ねたことで、同社との契約が総合的に得策であるとの結論に至り、また、当初は、プラント設備メーカーに遠慮していた同社も契約を受け入れる体制を整えております。

このような事例からも、本組合職員は日頃から施設の維持管理の推進に対し真摯な姿勢で業務を遂行しているものと考えております。

○議長（與儀實司）

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

土木職の技術職員が増員されること評価するものです。答弁にもありましたが、管理運営の強化のために、技術職員は必要なものです。

特に特殊プラント設備である焼却施設の安全、安定、適正な管理運営のためにはプラントメーカーの言いなりにならない技術職員が必要不可欠です。私は、その技術職員の拡充を何度も取り上げて求めてきました。

今回の約6,000万円の節約は、技術職員の確保費用よりも節約、節税効果がずっと大きいことになる、そのことが明白になったと思います。

そこで、翁長管理者に伺います。財源確保に苦労されている自治体にとって、今回の6,000万円の節税は職員の模範となるべき素晴らしい頑張りだと思いますが、管理者の見解を伺います。

○議長（與儀實司）

翁長管理者。

○管理者（翁長雄志）

古堅茂治議員の質問にお答えをいたしたいと思います。まさしく古堅議員がおっしゃるように、職員の大変な努力により、メーカー指定薬剤からの脱却と、コンピューターシステムの発注先の変更によって、約6,000万円の経費が浮いたということは、今日までこの議会におきまして、皆様方からそういった趣旨の叱咤激励を受けて、私共もまた執行部内においてもメーカーに対して、決して技術的にも負けないように努力してきた結果だと思えます。このクリーンセンターというのは、大変専門性が高くて、なかなかプラントメーカーが主張することに対し反論をしたり、あるいはまた大胆にそれを変更するなどということは簡単ではないのですが、職員が大変な頑張りをしていただきまして、メーカーと対等に渡り合えるように力をつけてきて、自らの使命感と、その技術を高めてきた結果がこういうことになったと思えます。これはその意味での組合全員の成果によるものと思っております。

それから技術職員を増員につきましても、ずっと今日までの課題でありました。私も管理者の立場と、那覇市長としての両方の立場がありますが、またそれぞれの自治体では定数削減を含め、行財政改革とか、いろいろ難しい問題がありますけれども、今回、土木職員一人を環境施設組合に人員配置できるようになったことで、組合として全体的なパワーアップに繋がると思えますので、ぜひこれからも安心、安全な管理運営とまた、節減をする中で、市民及び町民へのサービスをしっかりやっていくものと考えております。また今後の議会においてもご指摘をいただきながら、しっかりと対応

していきたいと思っておりますので、よろしくお
願いをいたします。ニフューデービル。

○議長（與儀實司）

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

管理者からも高い評価だったと思います。
管理者、母体の那覇市には、こういう職員
の頑張りには表彰制度があると思います。
本組合でも、この職員の頑張りに対して、
表彰すべきではありませんか。

○議長（與儀實司）

翁長管理者。

○管理者（翁長雄志）

いま那覇市では、そういった職員の頑張
り、あるいは発案、いろんなものに対して、
大体、1年間で20～30名ぐらいに市長
賞をあげておりますが、いま古堅議員の提
案は、大変有り難いことでもありますので、
環境施設組合もその対象に入っているか、
または単独になるのか、確認しないといけ
ませんが、いずれにしろ、今回は賞に値す
るといふことと、それからまた母体の職員
にもその努力というようなものを広く知ら
しめて、職員みんながそういった使命感、
頑張りを共有する中で、また張り合えれば
いいなというふうに思っております。その
趣旨はしっかり踏まえていきたいと思いま
す。

○議長（與儀實司）

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

素晴らしい答弁だったと思います。職員
も大いに励みになると思います。さらなる
技術職員の拡充を求めて、次の質問に移り
ます。

次は、環境の杜ふれあいについてです。
1点目、利用状況・運営状況について伺い
ます。

2点目、環境の杜の管理運営にあたる指
定管理者の選定スケジュールについて伺
います。

○議長（與儀實司）

前城充総務企画課長。

○総務企画課長（前城 充）

古堅茂治議員の2番目の環境の杜ふれあ
いへのご質問に順次お答えいたします。

1点目の利用状況につきましては、平成
23年12月末現在で、12万3,402
人の利用者数で、対前年度比965人増
（0.8%増）となっております。

続きまして、運営状況であります。指
定管理者からの平成23年度第3四半期の
収支報告によりますと、基本事業はマイナ
ス140万円、自主事業はプラス110万
円で、現時点では、約30万円のマイナス
となっております。

基本事業のマイナス部分につきましては、
多目的広場の芝生改修による修繕費の増が
主な要因となっておりますが、第4四半期
の収支を合わせた23年度全体では、浴室
等の収益増による黒字を見込んでおります。

2点目の指定管理の選定スケジュールに
つきましては、平成24年6月から7月ま
での約2カ月間、指定管理者募集広告を行
い、8月に学識経験者、有識者等で構成す
る環境の杜ふれあい運営審議会を開き、指
定管理者の選定について、諮問する予定で
あります。その後、9月の初旬頃、同審議
会から答申をいただき、10月の組合議会
定例会に議案を上程し、同年11月に指定
管理者への指定通知を予定しております。

○議長（與儀實司）

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

環境の杜ふれあいについては、ごみ処理
でご迷惑をかけている周辺7自治会と、そ

して利用者のニーズに合わせた充実を求めたいと思います。

また、議長と事務局長に要望申し上げます。当施設の周辺7自治会の要望を伺うために、ぜひ那覇市議会との懇談の場を設けていただきたいと思います。

次に、質問します。正副管理者の視察が実施されています。その成果について伺います。

○議長（與儀實司）

宮城哲哉事務局長。

○事務局長（宮城哲哉）

古堅茂治議員のご質問にお答えいたします。

正副管理者の視察成果について問うについて。今回の正副管理者視察は、平成23年11月21日から22日、1泊2日の日程で行いました。

視察先といたしましては、中核市であることや、当方と同程度の焼却能力を有していること、さらに比較的新しい施設で還元施設を併設しているという条件で抽出し、岡山県岡山市の東部クリーンセンター及び東部リサイクルプラザ、兵庫県姫路市の姫路エコパークあぼしの2カ所を選定いたしました。

1日目の東部クリーンセンターでは、維持管理における課題や溶融スラグ利用拡大の取り組み等について、意見交換を行うことができ、特にスラグ利用につきましては、岡山市では市の指定資材とすることで利用拡大を図っているとのことであり、本組合においても沖縄県で定めているリサイクル資材評価認定制度（いわゆる『ゆいくる』）を活用し、利用促進に取り組む予定があり、参考になる事例でありました。

2日目の姫路エコパークあぼしでは、DBO方式といわれる設計・建設、運営を一

括で民間に委託する方式で発注されており、20年の長期間での契約がなされ、その導入経緯につきまして、意見交換を行うことができました。

また、還元施設として岡山市の東部クリーンセンターでは、「健幸プラザ西大寺」が併設され、施設内には運営スタッフの顔写真がプロフィールと一緒にロビーの壁に貼られ、利用者と身近な距離感を持つことに努めており、姫路市エコパークあぼしでは、施設見学に訪れた子どもたちが学校ごとにA3サイズで紹介されるなど、両施設とも、市民とのコミュニケーションを図る取り組みを積極的に行っていました。

このように、ごみ処理施設及び還元施設が市民にとって身近なものとなるような仕掛けが大いに参考になり、実施できる部分については指定管理者での検討をお願いしているところでございます。

その視察報告を職場内での全体会議で行い、さらに月1度開催している環境の杜ふれあい連絡調整会議でも視察報告を行って情報提供をしたところでございます。

○議長（與儀實司）

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

正副管理者が全国の先進状況を掌握して反映していく、そのことは必要だと思えます。

最後に、住民に情報を公開するためにも本議会の議事録や視察報告などをホームページで公開すべきと考えます。見解を伺います。

○議長（與儀實司）

宮城哲哉事務局長。

○事務局長（宮城哲哉）

議会議事録・視察報告をホームページで公開すべきではないかについてお答えいた

します。

本組合においては、組合の事業活動等について周知する目的で、現在、ホームページを開設し公開しております。

公開している主な内容といたしましては、組合の組織概要、各施設の紹介、ごみの出し方や統計資料などであり、この中で、本組合議会について明記しているのは、議員構成、名簿及び定例会召集時期の3点となっております。

議員ご指摘の組合ホームページ上において組合議会の活動を掲載することにつきましては、平成23年度の8月、10月議会の会議録を2月中に掲載する予定であります。

今後は、議会議事録並びに視察報告をホームページに順次、公開するよう取り組んでまいります。

○6番（古堅茂治）

終わります。

○議長（與儀實司）

花城清文議員。

○8番（花城清文）

花城です。それでは質問させていただきます。

1点目、環境の杜入り口の整備ですが、この件については、前にも質問させていただきました。

ぜひ早めに整備してほしいということでもお願いもいたしました。南風原町民から、どうしても南風原町道を通って右側に施設があるので、入る際に片側通行なので非常に不便だと、危険だと、それを早めに整備してほしいと言ってきたので、その声が強かったので改めて質問させていただきます。

町道10号線と接続する環境の杜への進入道路は、地権者とよく話し合い、理解が得られるようにしていきたいという答弁が

ありました。そこで伺います。その後、交渉されたのか、また、交渉した結果どうだったのか併せてお聞かせ下さい。

2点目、そのまま片側通行にしておく、環境の杜を利用される市民や町民の交通安全上、問題が生じます。

そこで一部角切りを環境の杜側に移し、せめて車が対向できるように2車線に拡張したらどうかと、それを質問いたします。答えて下さい。以上です。

○議長（與儀實司）

宮城哲哉事務局長。

○事務局長（宮城哲哉）

花城清文議員のご質問に順次お答えいたします。

1点目の環境の杜ふれあいへの進入路の一部未買収用地につきましては、今年の組合議会10月定例会後に、地権者との交渉を行っております。

交渉におきましては、現在、環境の杜入口部分の道路が一方通行となっていることから、危険性が高く不便であり、環境の杜ふれあい利用者や地域の皆様から強く整備を求められていることを伝え、協力をお願いしましたが、地権者としては、土地売却に応じることはできないとのことでありました。

その理由につきましては、過去に還元施設の整備におきまして、同地権者には農地の提供でご協力をいただいた経緯がありますが、代替地の購入に関し、希望していた農地を取得できなかったことが原因となっているようでございます。そのことへの不満が根強く残っていることから、今後の交渉におきましても、厳しい状況にあると思われれます。

2点目の角切りを環境の杜側に移し、車が対向できるように2車線に拡張したらど

うかということにつきましては、再度、地権者との交渉の機会を持った上で、整備について進展が望まれないようであれば、一部角切りを環境の杜側に移して、道路形状の変更も考えてまいります。

○議長（與儀實司）

花城清文議員。

○8番（花城清文）

有難うございました。地主との交渉というのは、大変厳しいですね。私も経験がありますのでよく知っております。

それをお願いしたい。それはいま答弁にもありましたが、早めに地主と交渉して、それで協力が得られなかったら、環境の杜側に一部角切りを移して整備することを検討していきたいとの答弁でありました。

いまの状況をそのまま放置しておく危険だと、それを解消するために、どうしてもどこかに拡張してやらないといけないと思います。

そういう意味で、その事業を実施するために、できたら24年度の補正予算で整備してもらうか、あるいは24年度中に整備計画や設計をしてもらうように、ぜひ車が安心して、安全に通れるような道路としての整備をしてほしいと、それをお願いし、要請して質問を終わります。以上です。

○議長（與儀實司）

これをもちまして、本定例会における一般質問を終了いたします。

~~~~~

○議長（與儀實司）

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議決されました議案に

ついては、会議規則第37条の規定により、その条項・字句・数字その他の整理を要するものについては、それを議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認め、よって、条項・字句・数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

○議長（與儀實司）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成24年（2012年）2月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

（午前11時18分 閉会）

上記のとおり議事録を調整し、署名する。

平成24年2月10日

議長

與儀實司

署名議員

桑江豊

署名議員

仲松寛